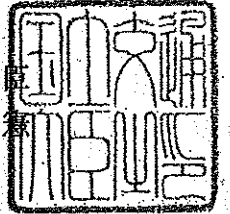


国鉄事第506号
令和8年10月7日

運輸審議会
会長 堀川 義弘 殿

国土交通大臣
井林 辰彦



諮 問 書

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条第1項の規定に基づく処分に係る審査請求について、国土交通省設置法第15条第2項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

なお、本件審査請求にかかる審査請求書において、運輸審議会一般規則第18条第1項の規定に基づき公聴会の開催を希望する旨の記載がありますので、申し添えます。



(別紙1)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) ☐ 申請拒否処分 ☐ 不利益処分 ☐ 事実上の行為 ☒ その他	(1) 処分の年月日、記号番号 令和7年8月1日 国鉄事第247号 (2) 処分をした行政庁 国土交通大臣 (3) 処分の名宛人 東日本旅客鉄道株式会社 (4) 処分の概要 鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可処分
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 令和7年10月30日 (2) 審査請求人 小井土 直樹 (3) 審査請求の趣旨 令和7年8月1日付けで国土交通大臣がした東日本旅客鉄道株式会社についての旅客運賃上限変更認可処分を取り消す。 (4) 整理番号 審査請求第2号
3 諮問の理由	審査請求に対する裁決をするため
4 参加人等	なし
5 添付書類等	① 諮問説明書 ② 審理員意見書 (写し) ③ 事件記録 (写し) ④ 提出した事件記録 (写し) の取扱いについて
6 審査庁担当課、担当者名、電話、住所、電子メールアドレス等	国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室長 尾崎達郎 (03-5253-8543)

(別紙2)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) ☐ 申請拒否処分 ☐ 不利益処分 ☐ 事実上の行為 ☒ その他	(1) 処分の年月日、記号番号 令和7年9月26日 関鉄監第56号 (2) 処分をした行政庁 関東運輸局長 (3) 処分の名宛人 東日本旅客鉄道株式会社 (4) 処分の概要 鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可処分
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 令和7年10月30日 (2) 審査請求人 小井土 直樹 (3) 審査請求の趣旨 令和7年9月26日付けで関東運輸局長がした東日本旅客鉄道株式会社についての旅客運賃上限変更認可処分を取り消す。 (4) 整理番号 審査請求第3号
3 諮問の理由	審査請求に対する裁決をするため
4 参加人等	なし
5 添付書類等	① 諮問説明書 ② 審理員意見書 (写し) ③ 事件記録 (写し) ④ 提出した事件記録 (写し) の取扱いについて
6 審査庁担当課、担当者名、電話、住所、電子メールアドレス等	国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室長 尾崎達郎 (03-5253-8543)